

令和元年7月30日 15時30分
資料配布 近畿地方整備局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

奥村組土木興業株式会社に対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

近畿地方整備局は、奥村組土木興業株式会社に対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

○期 間 令和元年8月14日から令和元年9月12日までの30日間

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課 課 長 たかぎ 高城 たつや 辰哉 (内線6141)

課長補佐 やまさき 山崎 ひろふみ 博文 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)
06-6942-1059(夜間直通)

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：奥村組土木興業株式会社
許可：国土交通大臣（特-26・31）第3671号
代表者：奥村 安正
主たる営業所：大阪市港区三先1-11-18

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和元年8月14日から令和元年9月12日までの30日間

2) 停止を命ずる営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注1）「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

3. 処分理由

奥村組土木興業株式会社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反するものとして、平成28年9月6日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。同社はこれを不服として、同命令の取り消しを求める訴訟を東京地方裁判所に提起したが、令和元年5月9日請求が棄却され、その判決が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。